#### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

#### (1) 地域の災害リスク

#### ①地域の概要・立地

富士吉田市は、山梨県の南東部、富士山の北麓に位置する総面積 121.74 kid の高原都市であり、富士北麓地域の中核的位置を占め、自動車専用道路、国県道などが交わる広域交通の要衝に位置している。市街地は概ね標高 650 ~ 850 m に展開しており、南に富士山をのぞみ、その中腹から流出する水が集まって桂川となり、北の都留市、大月市方面へ流れている。市の南側は富士の裾野をなし、陸上自衛隊の北富士演習場が大きな面積を占めている。市域の多くが富士箱根伊豆国立公園区域に含まれ、そうした良好な自然環境から、国際会議観光都市に指定されている。高原に位置するため気候は比較的寒冷で、年平均気温は平年で 10.6 ℃であり、夏は避暑・観光地として人気を集めている。

本地域は、甲州街道の支道、旧鎌倉往還の宿場町であるとともに、富士登山の吉田口として、古くから富士山信仰の町として栄え、北口本宮冨士浅間神社がその中心的位置を占めてきたほか、御師文化の面影が今も残されている。明治以降は近代産業として織物業が集積し、それらを中心に政治・経済・文化の面で富士北麓の中核都市としての役割を強めてきた。

本市の産業の構造は、「製造業」、「卸売・小売業」、「宿泊・飲食サービス業」、「建設業」の割合が高く、この4産業で従業者数の約 2/3 を占めている。「製造業」のほか「建設業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」などは、その従業者数の割合が県平均または全国平均の割合に対して高く、これらの産業が富士吉田市の産業を特徴づけるものといえる。

本市の総面積(約 122 km²) のうち宅地は約 6.5 % で、田・畑を加えると約 11.1 % となる。それ以外の 9割近くは山林、原野、雑種地、その他等で、陸上自衛隊北富士演習場もこれに含まれる。

近年は、富士見バイパス(国道 139 号)沿道などに大型商業施設の立地が目立っている。

また、本市の東の玄関口にあたる中央自動車道富士五湖線に「富士吉田西桂スマート IC」、南の玄関口にあたる東富士五胡道路に「富士吉田忍野スマート IC」が新規開通されたことから、市外からのアクセスの利便性がより高まり、観光及び商工業分野を中心に更なる経済成長が期待されている。

#### ②想定される地域の災害リスク

本市は、富士山の北麓に位置する高原上に発達した都市であり、地形的には富士火山地、山地、低地の三地形に区分され、市域の80パーセント以上が山林・原野で占められている。

また、急勾配な渓流もあり、地震、火山、暴風、豪雨、土砂災害、豪雪など多種の自然災害が発生しや すい自然条件下にある。

- 一方で、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘され ている。

#### 【1.風水害】

#### 第1 山地の災害

本市では、地すべり箇所は無いが、崩壊土砂流出箇所及び山腹崩壊箇所が存在する。

#### 山地災害危険地一覧

平成30年3月1日現在

市町村名	崩壊土砂流 出箇所数	山腹崩壊 箇所数	地すべり 箇所数	合計
富士吉田市	41	7	0	48

# 第2 河川

# 1. 河川の災害

本市では、令和4年9月1日の公示により、「桂川」と「宮川」の2河川に対し水防法に基づき洪水 浸水想定区域が設定された。

# 第3 土石流

# 〇土石流危険渓流一覧表

	河川名	渓流名	市町村	字	人家戸数	公共施設数
1	大沢川	東沢	富士吉田市	小明見	44	
2	大沢川	向沢	富士吉田市	小明見	257	2
3	大沢川	大沢川	富士吉田市	小明見	314	5
4	大沢川	明見沢	富士吉田市	小明見	250	2
5	大沢川	吉原沢	富士吉田市	小明見	138	1
6	桂川	古屋川	富士吉田市	大明見	4	1
7	桂川	かんな堀沢	富士吉田市	大明見	3	1
8	桂川	平山沢	富士吉田市	大明見	38	3
9	桂川	間堀川	富士吉田市	上吉田	1, 057	19
10	桂川	浅間沢	富士吉田市	上吉田	1,052	19
11	桂川	神田堀川	富士吉田市	上吉田	1, 020	11
12	桂川	宮川	富士吉田市	松山	602	8
13	桂川	嘯沢	富士吉田市	新倉	14	1
14	宮川	旭沢の2	富士吉田市	旭町	87	1
15	宮川	旭沢の1	富士吉田市	旭町	50	1
16	宮川	入山川	富士吉田市	富士見町	419	2
17	桂川	入山沢の1	富士吉田市	浅間町	412	2
18	宮川	石屋ヶ沢の2	富士吉田市	宮下町	165	
19	桂川	大石沢の1	富士吉田市	富士見町	10	
20	桂川	大石沢の2	富士吉田市	富士見町	10	1
21	桂川	要沢	富士吉田市	富士見町	12	1
22	桂川	西沢	富士吉田市	富士見町	30	
23	桂川	数見川	富士吉田市	寿町	172	1
24	桂川	金山沢	富士吉田市	白糸町	74	1
25	桂川	海久保沢	富士吉田市	白糸町	74	1
26	桂川	殿入沢	富士吉田市	白糸町	129	1
27	桂川	殿入川	富士吉田市	白糸町	143	2
28	桂川	白糸沢	富士吉田市	白糸町	54	1

# 第4 急傾斜地崩壊

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、 豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

# ○急傾斜地崩壊危険区域一覧

# (1)急傾斜地崩壊危険区域

市町村名	箇所数	面積(ha)	指 定 区 域 名
富士吉田市	10	15.82	新開・向原・大明見・白糸町の3・白糸町・白糸町の2・平山・東町・ 白糸町の5・新倉

# 第5 土砂災害

# 1. 土砂災害

土砂災害防止法に基づき、土砂災害(がけ崩れ、土石流)の発生する恐れのある区域を土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しています。

# 〇土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧

#### (1) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域

平成29年4月1日現在

	自然現象		指定区	[域数			
市町村	日	土砂災害		うち特別		告示年月日	告示番号
	♥フイ室メタ	警戒区域		警戒区域			
	急傾斜地の崩壊	32	57	32	45	平成 19 年 10 月 11 日	山梨県告示第362号
	土石流	25		13	40	十八 13 十 10 月 11 日	四米州口小男 302 万
富士吉田市	急傾斜地の崩壊	22	33	20	26	平成 20 年 10 月 27 日	山梨県告示第460号
萬十旦田川	土石流	11	_ აა	6	20	十灰 20 平 10 月 21 日	四米界百小男 400 万   
	急傾斜地の崩壊	1	1	1	1	亚出 20 年 2 日 22 日	山梨県告示第 74 号
	土石流	0	1	0	1	平成 29 年 3 月 23 日	山梨県告示第 75 号
合	計	91		72			

### 第6 雪害

本市は、標高 650 - 850 メートルの緩やかな勾配の上に市街地が発達し、気候は、富士山麓に位置し標高が高いため、夏は涼しく、冬は南西の季節風の影響を受け寒い日の続く、典型的な寒冷地の気候を示している。

このため、冬は度々大雪となり、平成26年には観測史上最高の143 cmの積雪を記録した。

# 【2. 地震】

# 第1 想定地震

- 1. 山梨県地震被害想定調査報告書(平成8年)
  - (1) 県は、「山梨県地震被害想定調査報告書(平成8年)」において、山梨県に被害を及ぼす地震として、次の3種類の地震を想定した。
  - ア 東海地震及び南海トラフ地震
  - イ 南関東直下プレート境界地震(南関東直下型地震)
  - ウ 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震

# 2. 想定地震の規模

想	定	地	震	マグニチュード	震	<b>上</b> 位置
東	海	地	震	8. 0	北緯 35.15 東経 138.70	駿河湾湾口
南	海ト	ラフゟ	也震	9. 0		駿河湾沖から九州東部日 向なだまでの南海トラフ
南関(首			」 震 )	7. 0	北緯 35.40 東経 139.09	山梨県、神奈川県の県境

想		定		地		震	マグニチュード
釜	無	Ш	断	層	地	震	7. 4
藤	の木	愛	Ш	断層	] 地	震	7. 0
曽	根上	î ß	更 )	斤層	地	震	6. 1
糸:	魚川 -	- 静	岡村	冓 造	線地	震	7. 0

# 第2 被害想定

# 1. 死傷者の想定結果

· /100日 / / / / / / / / / / / / / / / / / /												
		死者	者数			重傷	哥者数			軽傷	哥者数	
	建物 倒壊	火災	崖	計	建物 倒壊	火災	崖 脈	計	建物 倒壊	火災	崖min	計
東海地震及び南海トラフ地震(予知なしの場合)	28	1	1	30	69	1	2	72	619	1	6	626
首都直下地震	6	0	0	6	42	0	1	43	483	0	2	485
釜無川断層地震	3	0	0	3	20	0	1	21	230	0	2	232
藤の木愛川断層地震	38	0	0	38	96	0	1	97	1, 107	1	2	1, 110
曽根丘陵断層地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
<ul><li>糸魚川 - 静岡構造線</li><li>地 震</li></ul>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

※東海地震は冬の朝5時発災

# 2. 建築物被害想定結果

	建築物			液状化(	こよる被害	<b>小</b>				振動に	よる被害	!	
	棟数	全壊	全壊率	半壊	半壊率	罹災	罹災率	全壊	全壊率	半壊	半壊率	罹災	罹災率
東海地震及び南海			%		%		%		%		%		%
トラフ地震	19,779	201	1	390	2	591	3	573	2.9	3,061	15.5	3,634	18.4
  首都直下地震			%		%		%		%		%		%
白印色下地层	19,779	0	0	0	0	0	0	113	0.6	1,268	6.4	1,381	7
釜無川断層地震			%		%		%		%		%		%
並無川側盾地展	19,779	0	0	0	0	0	0	50	0.3	399	2	449	2.3
藤の木愛川断層地			%		%		%		%		%		%
震	19,779	0	0	0	0	0	0	730	3.7	3,735	18.9	4,465	22.6
曾根丘陵断層地震			%		%		%		%		%		%
百依丘陵断眉地辰	19,779	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川-静岡構造			%		%		%		%		%		%
線地震	19,779	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	建築物			全位	本被害		
	棟数	全壊	全壊率	半壊	半壊率	罹災	罹災率
東海地震及び南海			%		%		%
トラフ地震	19,779	774	3.9	3,451	17.5	4,225	21.4
首都直下地震			%		%		%
日即但下地及	19,779	113	0.6	1,268	6.4	1,381	7
金無川断層地震			%		%		%
並無川岡旧地展	19,779	50	0.3	399	2	449	2.3
藤の木愛川断層地			%		%		%
震	19,779	730	3.7	3,735	18.9	4,465	22.6
  曽根丘陵断層地震			%		%		%
自似工模則信地及	19,779	0	0	0	0	0	0
糸魚川-静岡構造			%		%		%
線地震	19,779	0	0	0	0	0	0

# 3. 住居制約の想定結果

	住居	制約	(参考)
	住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン 支障世帯数
東海地震及び南海トラフ地震	1,902	6, 079	908
首 都 直 下 地 震	610	2, 069	815
釜 無 川 断 層 地 震	207	702	798
藤の木愛川断層地震	2, 125	7, 208	771
曽根丘陵断層地震	0	0	713
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	718

# 4. 停電契約口数·停電契約口率

契約	東海地南海トラ	震及びラフ地震	首都地	直下震	釜 新 層	無 川地震	藤の / 断層	木 愛 川 地 震	曽 根断層	丘 陵 地 震	糸魚川 構 造 絲	-静岡泉地震
数数	停 電 契約口数	停 電 契約率	停 電 契約口数	停 電契約率	停 電 契約日数	停 電 契約率	停 電 契約口数	停 電 契約率	停 電 契約口数	停 電 契約率	停 電 契約日数	停 電 契約率
36, 594	234	0. 64	234	0. 64	234	0.64	234	0.64	234	0.64	234	0. 64

# 5. 上水道·簡易水道物的被害量·被害率(導水管·送水管·配水管)

		導水管			送水管			配水管			導水管+送水管+配水管		
	設備 延長 Km	被害 箇所数	被害率 箇所/Km	設備 延長 Km	被害 箇所数	被害率 箇所/Km	設備 延長 Km	被害 箇所数	被害率 箇所/Km	設備 延長 Km	被害 箇所数	被害率 箇所/Km	
東海地震及び南海トラフ地震	5. 3	6.4	1. 21	0.0	0.0	_	236. 9	28. 4	0. 12	242. 2	34.8	0. 14	
首都直下地震	5.3	4.0	0.75	0.0	0.0	_	210.3	<b>65.</b> 2	0.31	215.6	69.2	0.32	
釜無川断層地震	5.3	3. 1	0.59	0.0	0.0	_	210. 3	50.9	0.24	215.6	54.1	0.25	
藤の木愛川断層地震	5.3	4.9	0.92	0.0	0.0	_	210. 3	79.8	0.38	215.6	84.7	0.39	
曽根丘陵断層地震	5 <b>.</b> 3	1.0	0. 19	0.0	0.0	_	210. 3	16.7	0.08	215.6	17.8	0.08	
糸魚川-静岡構造線地震	5.3	1. 1	0.21	0.0	0.0	_	210.3	18.6	0.09	215. 6	19. 7	0.09	

# 6. 上水道·簡易水道断水世帯数·断水世帯率

	東海地 南海トラ		首 地	直下震	釜 無 丿 地	断 層 震	藤の 断 層	木愛川 地震	曽 根 断 層	丘 陵 地 震	糸魚川 構 造 総	
世帯数	断 水 世帯数	断 水世帯率	断 世帯数	断 水世帯率	断 水 世帯数	断 水世帯率	断 世帯数	断 水世帯率	断 水世帯数	断 水世帯率	断 水 世帯数	断 水 世帯率
17, 641	7, 222	40. 94	2, 898	16. 42	2, 763	15. 66	3, 036	17. 20	2, 438	13. 82	2, 456	13. 92

# 7. 電柱の物的被害量・被害率

	東海地震及び南	海トラフ地震	首都直下地震		釜無川断層地震	
設備本数(本)	被害本数	被害率	被害本数	被害率	被害本数	被害率
16,131	0.63本	0.00%	0.63本	0.00%	0.63本	0.009

藤の木愛川断層地震		曽根丘陵断層地	震	糸魚川-静岡構造線地震		
被害本数被害率		被害本数	被害率	被害本数	被害率	
0.63本	0.00%	0.63本	0.00%	0.63本	0.00%	

### 【3.火山対策】

#### 第1 富士山の活動史

富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。有史後の主な噴火は、貞観6~8年(西暦864~866年)の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年(西暦1707年)の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸(東京都)にも大量の火山灰を降らせた。以来300年余、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

#### 第2 富士山における噴火の特徴

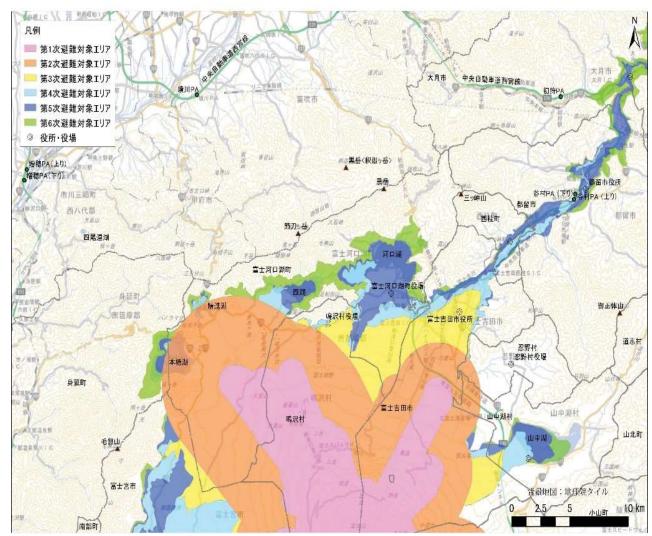
富士山の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- 1. 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 2. 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では近隣の火口からの噴火は認められるが、同一火口からの再度の噴火は確認されていない。
- 3. 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2300年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 4. 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも西暦781年以降10回の噴火が確認されている。

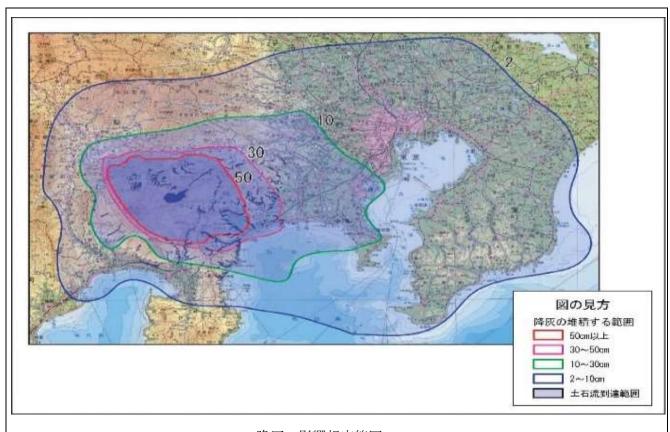
# 第3 富士山で想定される火山現象

- 1. 富士山では様々な火山現象が想定されるが、市地域防災計画で対象とする火山現象は下記のとおりである。
  - (1) 火口形成
  - (2) 火砕流・火災サージ
  - (3) 大きな噴石
  - (4) 溶岩流
  - (5) 融雪型火山泥流
  - (6) 降灰(小さな噴石を含む)
  - (7) 降灰後土石流

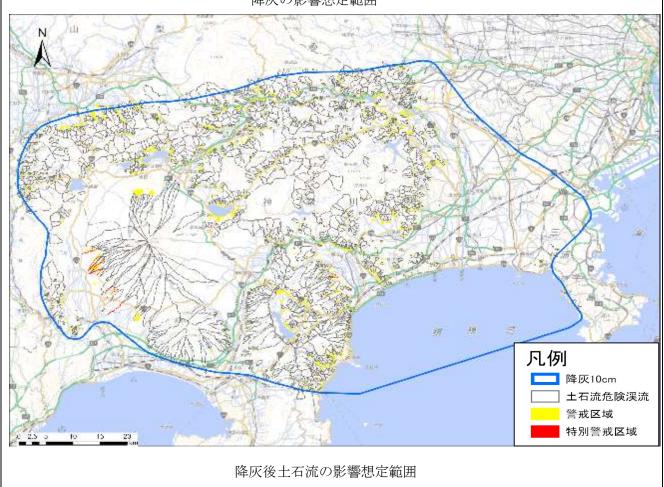
# 2. 各火山現象の影響想定範囲



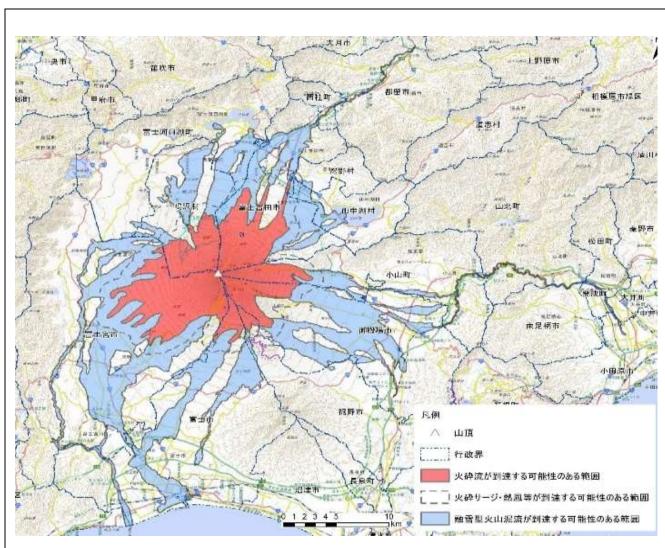
想定火口範囲、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア



降灰の影響想定範囲



8



融雪型火山泥流の影響想定範囲

# 【4. 過去の災害】

# 1. 過去の主な一般災害

災害区分	災害発生日	被災地域	被害状況
風水害 (台風7号)	昭和 34 年 8 月 14 日	富士吉田市全域	被災総数 112 世帯、392 人、 住宅全壊 8 戸、半壊 104 戸
風水害 (台風 15 号)	昭和 34 年 9 月 26 日	富士吉田市全域	被災総数 450 世帯、1,575 人、 住宅全壊 5 戸、半壊 15 戸、 準半壊 80 戸、小破損 350 戸
雪代	昭和 36 年 4 月 6 日	宮川流域	床上浸水 44 戸、床下土砂流入 70 戸、 流失家屋 1 戸
風水害 (台風 26 号)	昭和 41 年 9 月 26 日	富士吉田市全域	重傷者 2 人、軽傷者 8 人、 住宅全壊 225 戸、半壊 34 戸、 床上浸水 43 戸、床下浸水 18 戸、 小破損 320 戸、 農作物被害 1 億 8 千万円
風水害 (台風 5 号)	昭和 58 年 8 月 16 日	新倉地区	床上浸水 67 戸、床下浸水 78 戸、 道路決壊 3 箇所、 山崩れ 5 箇所
風水害 (台風 12 号)	平成3年8月20日	向原地区	全壊 1 戸、半壊 8 戸、 床上浸水 76 戸、床下浸水 103 戸
大雪 (雪害)	平成 10 年 1 月 14 日 ~16 日	富士吉田市全域	重傷者1名、軽症者1名、 非住家全壊11戸、半壊1戸、鉄道不通
風水害 (台風 12 号)	平成 23 年 9 月 1 日 ~5 日	富士吉田市全域	床下浸水 1 戸、 土砂崩れ 22 箇所
風水害 (台風 15 号)	平成 23 年 9 月 21 日	富士吉田市全域	床上浸水4戸、床下浸水6戸、 土砂崩れ11箇所
大雪 (雪害)	平成 26 年 2 月 14 日 ~15 日	富士吉田市全域	積雪量 143cm、死者 1 人、 住宅全壊 3 戸、半壊 3 戸、 一部損壊 36 戸、農業関係施設 64 棟、 公共施設 2 件、避難者 166 名、 中央道・富士五湖道・R137・R138 ・R139 通行不能、鉄道不通
風水害 (台風 21 号)	平成 30 年 9 月 3 日 ~5 日	富士吉田市全域	半壊4戸、一部損壊9戸、 避難者6名

風水害 (台風 24 号)	平成 30 年 9 月 28 日 ~10 月 1 日	富士吉田市全域	半壊 1 戸、床上浸水 3 戸、 一部損壊 5 戸、死者 1 人、 避難者 42 名
風水害 (台風 19 号)	令和元年 10 月 9 日 ~13 日	富士吉田市全域	半壊2戸、一部損壊4戸、 床下浸水1戸、土砂崩れ1箇所、 負傷者1名、避難者241名

# 2. 過去の主な地震災害

4. 胆玄の主な地長火音	
災害発生日	被害状況
1707(宝永 4).11.23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854(安改元).11.4	朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与え
	る。(安政大地震 M8.4)(温恭院殿御実記)
1918(大正7).6.26	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村・鰍沢等に被害
1923(大正 12).9.1	関東大地震(M7.9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、
	全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、地盤の液状化現象 3 箇所
1944(昭和 19).12.7	東南海地震 (M7.9) で甲府にも被害
1996(平成8).3.6	山梨県東部地震 (M5.8 富士吉田市震度 5) 本市では、水源の汚濁により断
	水となり 3,600 世帯、9,000 人に影響
2011(平成 23). 3. 11	東日本大震災(M9.0 富士吉田市震度 4)市内全域で停電
	水源の汚濁により断水となり 4,000 世帯、10,000 人に影響
2011(平成 23). 3. 15	静岡県東部地震(M6.0 富士吉田市震度 5 弱)本市負傷者 1 人、下吉田の一
	部地域で断水

# 【5. 感染症】

新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等は、ひとたび流行すると収束が見えず、高齢者や基礎疾患がある方が罹った場合は重症化するおそれがある。

また、感染予防のため経済活動が制限され、企業活動に大きな影響を与えていることから、発生時には 国家の危機管理として対応することになっており、富士吉田市でも市民の生命及び健康を保護し、市民生 活や経済に与える影響を最小にするために対策を行っている。

# (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数5,196名(令和4年3月31日現在)
- ・小規模事業者数5,046名(令和4年3月31日現在)

# 【業種別内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農林水産業	1 1	1 1	市内全域に分布
建設業	927	917	市内全域に分布
製造業	1, 588	1, 565	市内全域に分布
卸売業	156	1 4 6	市内全域に分布
小売業	9 1 7	8 7 9	市内全域に分布
金融・保険業	8 0	6 7	市内全域に分布
不動産業	178	177	市内全域に分布
運輸・通信業	5 1	4 2	市内全域に分布
電気・ガス・水道・熱供給業	9	7	市内全域に分布
サービス業	1, 279	1, 235	市内全域に分布
合 計	5, 196	5, 046	

#### (3) これまでの取組

### ①富士吉田市の取組

#### (A) 地域防災計画の策定

災害対策基本法 (昭和36年法律第 223 号) 第42条の規定により、市民の生命・身体及び財産を災害から 保護するため、本市の地域に係る防災に関し必要な事項を定め、防災対策基本法第16条の規定により、 富士吉田市防災会議で修正を行っている。

# (B) 防災・減災に関する施策の推進

9月第一日曜日を富士吉田市防災の日と定め、市全体で防災について考え行動する日として取り組んでいる。

防災放送設備の更新に伴い、新たに戸別受信機(富士吉田防災ラジオ)を市内1世帯につき1台の設置を行った。

市内中学校や高校、地元企業などに対し、出前講座の実施。

#### (C) 防災訓練の実施

毎年、9月第一日曜日の富士吉田市防災の日に富士吉田市総合防災訓練を実施。 地震や富士山噴火など、本市で想定される災害について住民参加による実動訓練を実施している。

#### (D) 防災に関する情報提供

広報、市ホームページ、CATV、エフエムふじごこなどを通して広く防災に関する情報を発信している。

#### (E) 防災、感染症対策備品の備蓄

食糧・水の他に、トイレトレーラー、避難所の仕切りテント、非接触型体温計など様々な物品を計画的に 備蓄している。

### (F) 災害時の避難場所開設

台風などの大雨の際には、避難所を開設するとともに避難情報の発令をし、人的被害を避けるために取組をしている。

### (G) ハザードマップホームページ掲載

土砂災害、洪水、富士山噴火、液状化のハザードマップを市ホームページにて掲載している。

#### (H) 感染症等対策備品の備蓄

市内富士北麓医療センター内の保管スペースに、感染症対策備品を管理している

#### ②会議所の取組

#### (A) 当会議所BCPの策定

災害発生等いかなる状況に見舞われても、重要業務を目標復旧時間内に復旧・継続し、組織を存続させるため、当会議所のBCPを策定した。また、計画の実行性をより高める観点から、課題が抽出されたら、事業継続性を高めて行くために、実際の経験から学んだことをBCPに反映させ、最悪の事態が発生することを前提に、策定したBCPの見直しを適宜行っていく。

### (B) 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣について会合や会報等を通じて、当会議所役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

### (C) 事業者BCP策定セミナーの受講促進

当会議所の会員事業者に対し、当会議所との関係機関や損害保険会社等と連携し、随時BCP策定の必要性や策定方法等のセミナー開催について周知を行っている。

### (D) 損害保険への加入促進

商工会議所の保険制度は、商工会議所会員の経営リスクの担保(リスクの移転)および同会員の 従業員などの福利厚生の充実を目的としており、日本商工会議所(日商)のスケールメリットにより、 低廉な保険料で加入可能な団体保険制度であることから、日商が包括加入者となって、損害保険会社 と契約し、当会議所と連携し普及・加入促進を行っている。

#### (E) 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、予備乾電池、簡易テント、ヘルメット、ゴーグル、救急薬セット、 ブルーシート、給水用ポリタンク、軍手、マスク、タオル、工具、トイレットペーパー、ゴミ袋等、 緊急災害時に備えた防災備蓄品を備えている。

#### Ⅱ課題

- ・災害時における当会議所自身のBCPは策定出来ているが、富士吉田市をはじめとする関係機関との 緊急時における具体的な連携体制が整備されてない。
- ・既にBCPを策定済みの事業所(当会議所含む)であっても、BCPの実践訓練まで実施している 事業所は少ないと思われる。
- ・小規模事業者にとっては、災害時の事業継続よりも目の前の利益確保や経営の安定が優先されており、 BCPの策定に必要性を感じていない事業者が多い。

#### 皿目標

富士吉田市地域防災計画に基づき、中小企業・小規模事業所等に対し、今後発生し得る大規模自然災害等に備えた事前防災や事後の早急な復旧等の対策について、市と会議所が一丸となって取り組むこととする。特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、世界規模で猛威をふるい生活・経済両面に大きな影響を与えている新型コロナウイルス対策に係る経験を活かし、感染症対策についても対策と発生時における拡大防止措置が速やかに行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

# 1. 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

#### 2. 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、富士吉田市と当会議所との間に被害情報報告ルートを 構築する。

### 3. リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発

災害・感染等による被害発生時において、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。

# 4. 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、当商工会議所BCPにもとづく組織体制の確認、 関係機関との連携体制を確立する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

2023年(令和5年)2月1日~2027年(令和9年)3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会議所と富士吉田市による役割分担と体制を協議し、連携する中で以下の事業を実施する。

#### 【1. 事前の対策】

### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会職員等による巡回及び窓口支援において、管内ハザードマップ等を使用し、企業所在地に想定される災害状況と、それによる経営継続に対するリスクをイメージさせ、企業が事前に行なうべき取組み、有効な対策について説明する。
- ・当会議所会報やホームページ、市広報誌等を活用し、国の施策やリスク回避対策を掲載するとともに、 既にBCPを作成し実行している管内事業者の取組みを紹介し、未策定事業者への波及を促進する。
- ・富士吉田市内の災害時の状況把握と迅速な支援活動を実施するためには、市内で活動する諸団体との 連携が必要不可欠である。

各種災害と被害レベルを想定し、人命救済と経営活動の維持を行うため、業種・業態の垣根を超えた 支援体制の確立を図るため、関係団体と連携し全事業者を対象に、レスキュー活動等の巡回セミナー を開催し周知を図る。

### ② 当会議所自身の事業継続計画 (BCP) の更新

・令和4年4月に策定した当商工会議所の事業継続計画については、年1回以上、定期的に見直しを 行う。見直しによって生じる変更は、事業継続計画(BCP)の更新に反映するとともに、更新後、 改訂版を職員に周知し、計画の実行性を高めていく。

#### ③ 関係団体等との連携

- ・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する 保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。
- ・連携する東京海上日動火災保険(株)の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を 事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。
- ・連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- ・連携する金融機関に、災害発災等の非常時における金融上の特別措置について確認を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファインナス対策として各種保険 (生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

### ④ フォローアップ

- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCP等の取組み状況を把握するため、アンケート調査を適宜実施する。この調査で得た情報(進捗状況/進まない理由/課題)をもとに、当商工会議所職員と専門家が連携し伴走型支援を実施する。また当商工会議所の全会員対象又は業種別ごとにセミナーを実施し、小規模事業者の計画作成を促す。
- ・当会議所職員の通常業務(巡回及び窓口)、前述の複数のアンケート調査にて得た情報をもとに、富士吉田市と連携し有識者・専門家を招聘し、管内小規模事業者及び地域住民が必要とする支援メニュー・ 実施体制を協議し、災害時における支援行動の確認と改善を行う。

#### ⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害の種類(地震・水害・雪害・感染症等)と被害レベル、さらに災害発生時期(季節と時間)を想定し、富士吉田市との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は、必要に応じて実施する。

#### ⑥ その他の取組

- ・情報提供: SNSを使用し各エリアの避難場所/ライフライン復旧状況/医療体制等
- ・備蓄確認:水・食料・防寒器具・衛生物資などの数量・消費期限・保管状況・使用方法の管理を確認する。尚、AED(自動体外式除細動器)は、公共施設内に設置により、運用管理を富士吉田市と連携し確認する。
- ・ライフライン復旧:除雪及び停電などに対応する支援企業及び重機保有企業への協力要請系統の確認

#### 【2. 発災後の対策】

災害発災時には、人命救助を最優先し、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方 針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進める。

### ① 応急対策の実施可否の確認

・発災後、当会議所BCPに基づきメールやSNS等を活用し当会議所職員の安否確認を行う。 安全が確認された当会議所職員は、会員に対してできる限り次の項目について確認を行う。 (安否確認の際の収集情報)

- (1) 本人・家族の被災状況
- (2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
- (3) 事業再開できる状態かどうか (できるだけ情報を集めることとする)

#### (感染症対策の場合)

- ・職員に感染者が発生した際は、体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が 発令された場合は、富士吉田市における感染症対策本部設置に基づき、当商工会議所による感染症対 策を行う。

#### ②応急対策の方針決定

- ・当会議所と富士吉田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・方針決定は2者間で協議し、応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

# 【被害規模の目安と応急対策の内容(判断基準)】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
	・市内の10%以上の事業所で、「瓦や看板 が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害 が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談 業務
	・市内の 1%以上の事業所で、「床上浸	2) 被害調査・経営課題の把握 業務
大規模な被害がある	水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被 害が発生している。	3) 復興支援策を活用するため の支援業務
	・被害が見込まれる地域において連絡が 取れない。もしくは、交通網が遮断され ており、確認ができない。	
	・地区内の1%以上の事業所で、「瓦や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談 業務
被害がある	・地区内 0.1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の被害が発生している。	2) 被害調査・経営課題の把握 業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	情報収集に努める

<sup>※</sup> なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

#### 【情報共有の頻度】

・本計画により、当商工会議所と富士吉田市は以下の間隔で被害情報等を共有する

発災後 ~ 1週間	1日に2回程度共有する
2週間 ~ 3週間	1日に1回程度共有する
4週間 ~ 2ケ月	3日に1回程度共有する
2ケ月以降	1週間に1回程度共有する

<sup>※</sup>必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

# 【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

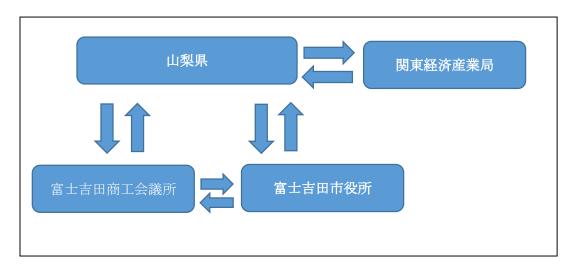
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うこと ができる仕組みを構築する。
- ・当会議所と富士吉田市が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて当会議所、又は富士吉田市より山梨県に報告する。
- ・被害情報の収集内容は次のとおりとする。

# 【商工会議所災害情報把握・入力項目】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 (軽傷、重症、行方不明、死亡) ・家 族 (軽傷、重症、行方不明、死亡) ・従業員 (軽傷、重症、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額(円)	・被害状況の確認方法、被害額の算定方法については、あらかじめ確認しておく。
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会議所と富士吉田市が共有 した情報を、山梨県の指定する方法にて当商工会議所又は富士吉田市より山梨県に報告する。

# 【被害状況の報告体制】



# 【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

# ① 相談窓口の開設

当会議所は、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・山梨県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合は特別相談窓口を設置する。

感染症の場合、事業活動に影響を与える、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の情報提供や支援が行える相談窓口の開設等を行う。

# ② 被害状況の確認

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法	
	発災直後	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯電話・ メール	
1	~2日程度	大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者 を中心として、携帯電話等に よる聞き取り	
	安全確認後	直接被害の確認調査 (非住宅被害・店舗被害)	管内小規模事業者を対象に	
2	~7日程度	間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	巡回訪問による聞き取り	
3	発災3日後	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に	
) 	~14 日程度	間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	巡回訪問・窓口相談による 聞き取り	

### ③ 被災事業者施策の周知

- ・応急時に有効な被災事業者施策(行政の支援策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により管内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や 相談窓口の開設等を行う。

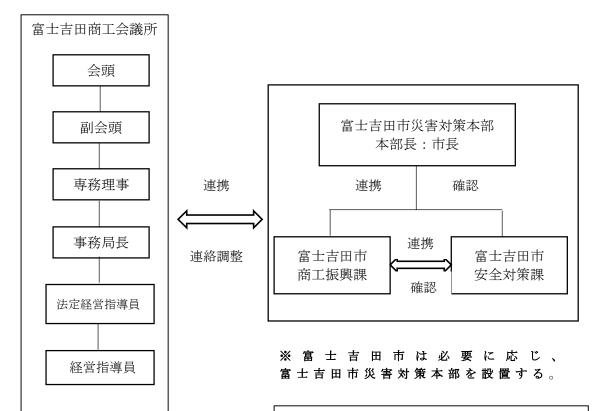
# 【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・山梨県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対する支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会議所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を関係機関に要請する。
- ※その他上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



役員 8名 商工業者数 事務局長 1名 5,196名 経営指導員 6名 小規模事業者数 補助員 2名 5,046名 記帳専任職員1名 会員数 合計 18名 1,896名 (令和4年4月1日) (仮称) 富士吉田市事業継続力強化支援協議会 事業の企画立案・評価・見直し機関

# 【構 成 員】

・富士吉田市:商工振興課長、安全対策課長 ・商工会議所:事務局長、法定経営指導員等

# 【外部有識者】※必要に応じて依頼する。

・専門家や連携する損保会社等

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
- ・経営指導員 羽田正樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
- ・本支援計画の推進にあたり、富士吉田市と本会議所が常に現状と課題等を共有しながら、適宜適切な改善を行う。(1年に1回以上)
- ・法定経営指導員、及び経営指導員は、日本商工会議所が開催する研修会に参加し、支援ノウハウの習得や支援事例の収集等を図る。
- ・必要に応じて、中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、職員研修会を開催 (年1回程度) し、幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。
- ・年1回、(仮称) 富士吉田市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
  - ①商工会/商工会議所

富士吉田商工会議所

〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田7丁目27番29号

電話 0555-24-7111 FAX0555-22-6851

e-mail:webmaster@fyoshidacci.or.jp

# ②関係市町

富士吉田市役所 産業観光部 商工振興課

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号

電話 0555-22-1111 (内線 402) 直通 0555-24-2235

e-mail:shoko@city.fujiyoshida.or.jp

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
啓発パンフレット作成 啓発セミナー開催 BCP作成支援 環境整備費	5 0 5 0 5 0 5 0	2 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0	2 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0	2 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0	2 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

# 調達方法

現状は、富士吉田市の補助制度が無いため商工会議所の事業引当金を繰入れし実施する。 将来的には、富士吉田市への補助金申請も視野に入れる。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

#### (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

# 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

甲府商工会議所 会頭 進藤 中 〒400-8512 山梨県甲府市相生2丁目2番17号

東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 広瀬 伸一〒403-0007 山梨県富士吉田市中曽根3丁目2番29号

#### 連携して実施する事業の内容

- ① 業務上の巡回相談時や窓口相談時に「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。
- ② 当会議所が連携協定を結ぶ、東京海上日動火災保険㈱にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及 啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。
- ③ その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。
- ④ 被災時における商工会議所業務の補完

# 連携して事業を実施する者の役割

# 【役割】

①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認、また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。 具体例として、自然災害・感染症リスクに係る

- ・商工会議所会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供
- ・商工会議所経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供
- ・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣
- ・災害・労務リスク対策ツールの提供等

また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。

- ④被災時における商工会議所業務の補完
- ・商工会議所共通業務の相互補完

### 【効果等】

・BCPや経営リスクに関する多くの情報を持つ損保と、連携することで当所職員に不足している 専門的知識を補完。知的人的資源の共有化で、管内小規模事業者の計画策定支援を効率的かつ 効果的に進められる。

又、当所自身が被災した場合、甲府商工会議所と連携することで、共通業務を補完し合い業務の 停滞を避けられる。

